

貸倒損失の認定基準と旧興銀事件

第1 税法上の貸倒償却制度に関する諸制度の税法的位置付け

1 終局的貸倒れにおける税法的意義

貸倒損失の最も典型的な事例は、法人が保有する売掛金や貸付金等の債権(以下単に「債権」という。)が法的手続により消滅する場合である。すなわち、債権として表章される支払請求権が喪失される場合であるが、この場合であっても、請求権の消滅が貸倒損失として損金の額に算入されるためには、その消滅の前提として債務者の資力の喪失又は減退という実態がなければならない。しかるに、債務者の資力は何らの問題がない場合及び債務者の資産状況に照らせば一部回収不能が推定される状態ではあるが依然当該債務者に対する債権の相当部分については回収が見込まれる場合の当該債権の消滅の場合には、その消滅の原因が奈辺にあるかということが問われ、しかして、その債権の消滅が債権者から債務者に対する贈与と認められる場合には、法人税法上は寄附金と認定されることになる。

一方、形式上は経済的利益の無償の供与と認められる場合であっても、子会社等の整理のためにやむを得ず行った債権放棄に基づく債権の消滅による損失が、爾後のより多くの経済的損失を回避する等のために行われたものであれば、税務上寄附金以外の損金として取り扱われている(法人税基本通達(以下「法基通」という。))9-4-1)。この取扱いは、かかる債権の放棄等による損失は、法人税法(以下単に「法」という。))37条6項にいう「資産の贈与、経済的利益の無償の供与」とはその性格を異にしていること、つまり、今後受けるであろうより多くの経済的損失を回避するためのものであり、このことが対価的意義を有する支出として理解されているからである(東京地裁平成3年11月7日判決・判例時報1409号52頁参照)。

ところで、債務者が資力を喪失し又はそれに近い状況に陥っている場合における債権の消滅が貸倒損失とされるケースとして、その取扱いが定められているのが「法基通 9-6-1」である。同通達では、次のような事実の発生による債権の消滅を摘示し、当該消滅に係る債権の額を当該事実の発生の日を含む事業年度の損金の額に算入することとして、貸倒損失とその損金計上時期を明らかにしている。

(1) 法令の手続に基づく債権の消滅の場合

会社更生法による更生計画の認可決定により切り捨てられることとなった部分の金額

商法の特別清算の協定の認可、整理計画の決定又は和議法の和議の決定があったことにより切り捨てられることとなった金額

- (2) 非法的手続ではあるが、客観的手続に基づく債権の消滅の場合
債権者集会の協議手続で合理的基準に従った債務者の負債整理により切り捨てられた金額

行政機関又は金融機関等の第三者の斡旋による協議により締結された契約で切り捨てられた金額

- (3) 債権者の債権放棄による債権の消滅の場合
債務者の債務超過の状態が相当期間継続し、その債権の弁済を受けることができないと認められる場合において書面により明らかにされた債務免除の金額

以上が、同通達で規定する債権の消滅による終局的貸倒れである。ここでの貸倒れは、先ず、(1)が裁判所等の公的機関主導により当事者の自由な意思が介在しないで行われる法的手続による債権の消滅であり、(2)は、私的手続である点で債権者の意思が介在する債権の放棄ではあるが、客観的手続により合理的になされた債権放棄という点では(1)に準ずる実態を有した債権の消滅である。その点では、この二つの類型に属する債権の消滅は、債権者等の恣意的な意思や行為の介在する余地はなく、しかして、一般的には貸倒損失と認定されることに問題はないものと考えられる。

一方、(3)の事例は、債権者の単独又は債権者と債務者間の契約による債権の放棄若しくは免除という私的手続による債権の消滅であるから、当事者間に特殊関係がある場合の債権放棄については恣意的に行われ易いという点に特色がある。このようなケースにおける債権放棄による貸倒損失の認定判断は、後述するように、慎重な判断を要するといえることができる。

このように、同通達では、債権の切捨て等による債権の消滅が貸倒損失と認定される事例を摘示しているところであるが、それは例示に過ぎず、特に、上記(2)の私法上の客観的手続による債権放棄の事例の場合には、それぞれの債権放棄の実情に照らして、同通達に例示する事例と同視できる客観的かつ合理的な基準による債権放棄等が行われているかどうかを最も重視されるべきである。

本件の解除条件付債権放棄も、後に詳述するように、ここでの(2)の事例に該当するかどうかという視点から判断されるべき問題であって、(3)の事例のように、専ら私的かつ自由な意思の下で行われたものではない点に留意すべきであると考えられる。

なお、言うまでもないことであるが、ここでの債権消滅による終局的貸倒れについては、(1)及び(2)はもちろん、(3)の債権放棄の場合にも債権の一部に係る貸倒損失の計上が認められる。

2 経済的無価値化による貸倒れにおける税法的意義

次に、債権の法的請求権は債権者に留保されているが、その債権が経済的に無価値であるという場合にも貸倒損失が発生する。この点は、企業会計上の公正妥当な会計処理の基準(以下、法 22 条 4 項を含めて「公正処理基準」という。)に照らしても疑問の余地はなく、しかして、法基通 9-6-2 において、かかる債権の「経済的無価値化による貸倒れ」について定めているところである。

同通達は、「その債務者の資産状況、支払能力等からみてその全額が回収できないことが明らかになった場合には、その明らかになった事業年度において貸倒れとして損金経理することができる。」とし、そして、当該貸金等に担保物のある場合には、その担保物を処分した後でなければ貸倒れとして損金経理することはできないこととしている。

このような通達の取扱いは、債権の経済的無価値化に着目して、当該債権が資産としての価値を喪失した場合には、現実に発生した損失として認識し損金の額に算入するというものである。したがって、損失として認められる要件として、同通達は、その債権の「全額が回収できないことが明らかになった場合」とし、全額の回収不能の事実が客観的に明白であることを要求している。しかしながら、その判断に当たっては、債務者が生活費程度のわずかな収入を得ているという事実を捉えて、「債権の全額の回収ができないことが明らかではない」と判断するのは誤りというべきである。

なお、この他に、売掛金等の営業上の債権につき、1 年以上の取引停止基準等による形式的貸倒れがある。

3 貸倒損失の計上時期

ここでは、上記の終局的貸倒れと経済的無価値化による貸倒れの各々についての貸倒損失の損金計上時期に関して述べることとする。

先ず、法律的に債権が消滅した終局的貸倒損失の計上時期は、すでに述べたように、債権が消滅したときの事業年度の損金となる。一方、経済的無価値化による貸倒れは、法基通 9-6-2 が、「貸倒れとして損金経理することができる。」としているところから、損金経理によって初めて損金の額に計上できるというのが課税当局や一般の実務家の解釈のように思われる。しかし、債権の経済的無価値化による貸倒損失の損金控除性が損金経理を絶対的要件としていないことは、同通達が「損金経理することができる。」とし、「損金経理をした場合にはこれを認める。」(昭和 55 年の基本通達改正前はこのような文言であったが、同改正により上

記のように文言が改められている。)とされていないことから明らかである。

加えて、会計上の取引を内部取引と外部取引とに分類する場合には、貸倒損失は外部取引に属する客観的損失であって、評価損や貸倒引当金の繰入れのように損金経理が要求される内部取引ではなく、したがって、法人税法は、貸倒損失について損金経理を損金算入要件として法定していないのである。かかる法人税法上の規定と公正処理基準の解釈によれば、経済的無価値化による貸倒損失は回収不能が明らかになった場合には、その損金経理のいかんにかかわらず、その時を含む事業年度の損金の額に算入されることになる(福井地裁昭和 59 年 11 月 30 日判決・税資 140 号 421 頁、東京地裁平成元年 7 月 24 日判決・税資 173 号 292 頁参照)。

経済的無価値化による債権の貸倒損失の損金計上時期は、以上のように解されるのであるが、そうであれば、債権がどのような状況に至ったときに貸倒損失として損金性を有するかということが問題となる。

この場合、貸倒損失はあくまで「損失」である以上、法 22 条 3 項 2 号所定の費用についての「債務の確定」の時という損金計上基準が馴染まないことは当然である。したがって、「損失の確定」という概念を用いてその税務上の損金性の有無を判断するのは、同項 3 号が敢えて「確定」の語を用いていない趣旨を看過するもので不当である。「損失」が税務上損金として認識される為には、その発生の原因となる「事実」が「会計的な意味で」客観的に発生し、且つその「金額」が合理的に見積り得る状態となることで必要十分であり、それ以上に当該損失発生の原因となる「事実」が「法的な意味において」最終的に変動しないことが「確実」になることまでは不要であると解される。

そこで、上記のような形で経済的無価値化に基づく貸倒損失が税務上損金算入し得るようになる状態とは、具体的にどのような場合をいうのか、すなわち、債権が「回収不能」に陥っていると税務上認定される状況か否かは具体的にどのような事実・要素に基づいて判断されるのかという点について検討する。

第 2 貸倒れの認定基準に関する考察

1 債権の経済的無価値化の一般的認定基準について

この点について、通達は、「債務者の資産の状況、支払能力等からみて」とするのみであり、具体的基準が示されているわけではない。そこで、従前の判例から、その認定基準に関する一般的基準を見ることにする。債権の経済的無価値化による貸倒れの認定基準について判示した判決は少なくないが、それらの判決の認定基準を集約したものと評価できる判決として、「債権が回収可能であるかどうかは、単に債務者たる法人が債務超過の状態にあるかどうかによって決定すべきではなく、たとえば債務超過の状態が相当期間継続し他から融資を受ける見込みもなく、とうてい再起の見通しがたたず、事業を閉鎖あるいは廃止して休業に至った

とか、会社整理、破産、和議、強制執行、会社更生法、などの手続をとって見たが債権の支払いが受けられなかったなど、債権の回収不能が客観的に確認できる場合においてはじめて回収不能と判定すべきである。」(大阪地裁昭和 33 年 7 月 31 日判決・税資 26 号 773 頁)とするものがある。また、回収不能かどうかについての判断に当たって、判例は、「当該債務者の資力はもとより、その信用、事業上の手腕力量、債権額、債権者の採用した取立の手段、方法、これに対する債務者の態度、債権者の当該債権に対する評価等、諸般の事情に照らして総合的に判断すべき(最高裁昭和 34 年 5 月 12 日判決・税資 27 号 468 頁によって支持された仙台高裁昭和 31 年 7 月 31 日判決・税資 27 号 470 頁。なお、新潟地裁昭和 62 年 1 月 22 日判決・税資 161 号 22 頁も同旨)としている。

後者で引用した判例は、回収可能性の判断に当たっての直接的なメルクマールである債務者の資力のほかに、債務者の信用や手腕、力量、債権者の取立てに対する態度も考慮し、さらには、債権者に関して、「債権額」、「債権者の債権に対する評価等」をも判断要素とすることを判示している点で興味深い。ここで、債権者側における判断要素としての「債権額」というのは、債権額と取立費用との比較による経済性等、債権者における当該債権額の重要性という視点を考慮するというもので、例えば、取立費用が債権額を上回るか同等の場合には、もはや、その債権は経済的に無価値であるということになる。

また、後者の「債権者の債権に対する評価」というのは、債権者が、他の債権者が当該債権者に対して有する債権の性質・額その他の状況等を勘案しつつ行った当該債権の位置付け又はその評価、具体的には、当該債権の担保等からみた優先劣後の関係、当該債権の回収不能に至る原因が自らの法的又は事実上の責任において発生したものであるのかどうかという観点から当該債権の評価等をした場合の当該債権の法的又は事実上の劣後性を評価して判断するということを意味しているものであり、いわば、当該債権の財産としての相対的価値を経営的判断によって評価するというものである。したがって、例えば、その債権の回収を図った場合に享受し得る利益に比較して、より多くの損失を受けるとすれば、実態的には一部に回収可能性があるとしても、当該債権を放棄して貸倒れとすることが妥当な場合があり得るのである。

そこで、このような判決の判示する債権の回収不能性の判断基準に関し、さらに具体的な判断要素となる事実について考察することとする。

2 判例の分析による回収不能認定の具体的要素の検討

貸倒れの認定事実の具体的要素については、(1)基礎的要素、(2)付随的要素、及び(3)環境的要素に類型化して、その相互関連を前提として債権の回収可能性を総合的に判断することが妥当である。そこで、この3要素の具体的内容について述べることとする。

(1) 基礎的要素

この要素は、債務者の支払能力の程度を測定する要素であり、回収不能の判断に当たっては最も重要でかつ基礎的な事実である。その事実として、次のような具体的事実を挙げることができる。

回収不能性を事実上推定しうる外部的事象が発生していること。

例えば、破産、和議、強制執行若しくは整理の手続又は解散、事業閉鎖、休業等の事業継続性を否定する事実、死亡、失踪、行方不明等の事実、さらに、天災事故、経済事情の急変により資産を喪失したという事実が発生していること。

債務者が相当期間継続して債務超過の状況にあること。

売上高及び損益の連年推移が極めて悪化していること。

銀行等他からの融資もなく、また、期待できないこと。

他の債権者に対する弁済も行われていないか、あるいは滞っていること。

担保権を有せず、又はその担保が劣後性担保であり回収が困難であること。

(2) 付随的要素

次のような要素は、それ自体では回収不能の認定要素とはなりえないが、基礎的要素に付随し副次的に機能して回収不能の判断の要因とされるものである。

回収の努力と手段を講じていること。

債権の回収に当たって、真摯な努力をしていない場合には、当該債権が回収できるかどうかは債権者にとっても不確定であるが、債権者の置かれた状況の下で経営上有効な取立手段を講じたにもかかわらず、回収ができないというのは、回収不能の有力な認定要素となる。

債権者が回収手段を講じたにもかかわらず、債務者が支払に応じないこと。

弁済期が到来していること。

一般的には、債務者に期限の利益があることから、弁済期の到来していない債権は回収不能という確定的判断はできないが、その債権が他の要因により回収不能と客観的に判断できる場合には、この要素は機能しない。

債権放棄の場合に贈与的意思が推定されないこと。

基礎的要素で回収不能が判断できない場合において、債権放棄が特殊関係者間で行われ、かつ、回収の努力を怠っている場合には贈与的意思

が推定されるが、そのような事実が認められない場合の債権放棄は回収不能の判断に至るであろう。

取立費用の多寡との比較衡量により回収の努力をする経済的メリットの有無

取立費用が債権額を上回る場合には、当該債権は経済的価値は認められないから貸倒れとして認められる。また、その経済的メリットがある場合であっても、その多寡の相対的な経営判断によって貸倒れとして認められる場合がある。

債権回収による経営的損失の程度

これは特殊な場合であるが、当該債権者の経営責任により債務者の経営悪化を招いたような場合に、債権者として債権回収を図ることにより社会的非難・追及を受け、債権回収以上の経営的デメリットを受ける場合には、債権放棄等により当該債権を貸倒れとして処理することが認められる。これは、上述した「債権者の当該債権に対する評価」という点の考慮である。

(3) 環境的要素

この要素は、債務者の属する業界の好不況、業界の具体的施策の有無等、営業の将来性を測定する要因である。例えば、ある業界に対する政府等の構造改善政策等が進められているような場合には、回収不能の判断において不確実性の要因として機能するという場合がある。判例においても、新聞業界において新規参入事業者である債務者にとって不利な従前の共販売制から専売店による自由販売制への移行が一般化したことから当該債務者の業況が回復することを認定し、これを回収可能性の判断要素としているものが存するところである(前掲大阪地裁昭和 33 年判決参照)。

したがって、このような業界の不況改善の積極的施策もなく、将来、業況が好転する要因がない場合、さらには、政府によって業界の整理が行われようとしている場合等は、この要素は回収不能の判断において重要な機能を果たすことになる。

ちなみに、本件の政府による住専問題処理策は、住宅金融専門会社 8 社のほぼ全てである 7 社につき、事業再建の見通しが立たないとして政府主導により整理を実施するというものであって、当該債権の回収不能性の認定を根拠付ける重大な要因として機能するというべきである。

3 貸倒認定の個別問題

(1) 債権放棄による貸倒れと「経済的無価値化による貸倒れ」との関連

ここでは、債権放棄による貸倒損失(法基通 9-6-1(4))は、経済的無価値化による債権の全額回収不能による貸倒損失(同 9-6-2)と同様に、全額回収不能と認められる経済的実態にある債権に限って認められるのかどうかという論点について検討する。換言すれば、債権の経済的無価値化により全額が回収不能となる以前において債権放棄を行った場合には、すべて税務上寄附金とされるかという問題である。

この点は消極に解すべきである。何故ならば、前掲の貸倒れの一般的認定基準において指摘したように、「債権者の当該債権に対する評価」という要因も貸倒れの認定要素の一つであり、しかして、当該債権が債権者の経営にとってどのような位置付けをされているのかという経営の環境的状况をも考慮した上で、その放棄が社会的、経営的に合理的なものかどうかという「債権に対する評価」が斟酌されるべきであるからである。加えて、債権放棄は、前述したように、債権の消滅要因として貸倒認定の基礎的要素の一つとして位置付けられるものであり、したがって、このような債権放棄が寄附金と認定されるのは、当該債権の相当部分に回収可能性があり、当該放棄に贈与的意思を推定できる場合に限られると解すべきである。

要約すれば、当該債権が全額回収不能に至っていると認められない場合(法基通 9-6-2 の経済的無価値化に至っていない場合)においても、債権放棄により債権が消滅した場合には、当該債権放棄が実行されたこと自体を貸倒れの認定要素として考慮し、原則として貸倒れを認定すべきであるということである。この場合、当該債権放棄が債権者において何故に必要であったのかという債権者側の動機が、寄附金と貸倒損失のいずれに該当するかに関する重要な判断要素になるということであり、そして、その認定に際しては、債権放棄に至る経緯、取立の手段方法、債務者の態度等により、贈与的意思が推定できない場合の債権放棄についてのみ貸倒損失と認定されるべきであると解される。

つまり、債権の相当部分が回収不能と推定される場合における債権放棄が経営的判断として合理性がある場合には、その債権放棄が実行された旨の事実それ自体が貸倒認定の要素として考慮されるということである。

なお、この場合、法基通 9-4-1 との関係が問題となるが、同通達の予定する債権放棄は、子会社等を存続すれば今後より大きな経済的損失を受けると認められる場合(例えば、子会社の使用人の受入れや退職金等の労働債務の親会社負担)における、その損失負担を回避するための債権放棄等であり、したがって、その負担と将来の経済的損失の回避とが対価的意義を有する関係に立つことから、その負担が経済的利益の無償の供与とは言えないと解することになる(前掲東京地裁平成 3 年 11 月 7 日判決参照)。

すなわち、この場合には、子会社に対する債権の回収可能性の程度は格別の要件とされておらず且つ前記のような現在の損失負担と将来の損失回避という関係が対価的意義の関係にあるのに対して、債権放棄による貸倒損失においては、回収可能性の程度が最も重視され、それに加えて、当該債権の経営的評価が加味されるにすぎず、必ずしも対価的意義という問題は重視されないという点に相違がある。

(2) 担保権の設定されている債権の「経済的無価値化による貸倒れ」の認定

債権に担保権が設定されている場合の「経済的無価値化による貸倒れ」に関しては、一般的には担保物が処分されるまでは全額回収不能の事実は認定できないとされている(法基通 9-6-2)。したがって、担保物が処分されるまでの間は、経済的無価値化による貸倒損失は計上できない。しかし、その担保が二番抵当権等の劣後的担保であるため、優先抵当権によって担保されている債権の額と当該担保物の価値とを斟酌して、当該劣後的担保のみでは対象債権につき回収が不能であることが明らかな場合には、当該対象債権が貸倒れとなることは債権の経済的実質価値の観点からの「経済的無価値化による貸倒れ」として当然のことである。ちなみに、同一の債務者に対して、担保権が設定されている貸付金と無担保の貸付金を有している場合、その担保物の処分により担保権付債権の一部しか回収できないと認められる場合には、その債務者に対する無担保債権は、当該担保物の処分前においても回収不能として貸倒れになるとした判決(広島高裁昭和 57 年 2 月 24 日判決・税資 122 号 355 頁)がある。これも、法基通 9-6-2 の文言にとらわれずに、債権の経済的実質価値の観点から回収不能による貸倒れ該当性を判断したものであり、「経済的無価値化による貸倒れ」による損失を正解した判決といえることができる。

(3) 債権的合意による劣後化債権と貸倒認定との関連

次に検討するのは、物的担保が設定されていない場合であっても、当該債権が他の債権者との契約若しくは合意によって「劣後化」した場合、即ち、他の債権者に優先弁済の権利が与えられた場合の「経済的無価値化による貸倒れ」をどのように理解するかという点である。この場合、他の債権者との間にかかる契約や合意が、どのような理由によって行われたかという点が重要な判断要素となる。その合意等が法人にとってやむを得ないものであり法人として経済的合理性が認められる場合、或いは合理的経営判断による行為であると認められる場合であれば、これを他の債権者に対する経済的利益の無償の供与として寄附金と認定することは妥当ではない。この論理は、相当な取引行為として認められている「倒産回避のための子会社支援の無利息又は低利息融資」(法基通 9-4-2)と同様に、当該合意等が法人の行為として客観的、経済的合理性が認められるのであれば、当該合意等が税務上問題とされる余地はない。

したがって、当該合意等により他の債権に対して劣後することとなったために、当該債権が回収不能となった場合には、「経済的無価値化による貸倒れ」として税務上当然に損金の額に算入されることになる。この場合について、上記(2)の場合と別異に取扱い、当該劣位的債権について「経済的無価値化による貸倒れ」を認めず、税務上の損金算入を許容しないとする理由はない。

因みに、債権者間において各債権の弁済に関する優先劣後関係についての債権的合意が成立した場合に、当該合意の成立を根拠として劣後的債権につき「貸倒れ」を認めることが税法上も当然に許されるべきことは、国税庁自らによって発出された法基通 9-6-1(3)が強く示唆しているところである。

第3 本件の具体的事実関係を前提とした貸倒損失の認定に関する所見

1 興銀の日本ハウジングに対する債権の経済的評価

- (1) 日本ハウジングに係る新事業計画における本件債権の劣後性に関する合意及び本件閣議決定等に基づく本件債権の劣後性と債権放棄の合理性

興銀は、平成 8 年 3 月 29 日付けの「債権放棄約定書」において、同行が日本ハウジングに対して有する総額 3,760 億 5,500 万円の債権(以下「本件対象債権」又は場合により単に「本件債権」という。)を放棄(免除)している。その債権放棄は、直接的には平成 7 年 12 月 19 日付けの閣議決定「住専問題の具体的処理方策について」(以下「本件閣議決定」という。)及び平成 8 年 1 月 30 日付けの閣議了解「住専処理方策の具体化について」(以下「本件閣議了解」という。)において表明されている、「母体行債権はその全額を放棄」すべしという住専処理方策に関する政府の決定に従ったものである。この閣議決定において同時に住専処理について総額 6,850 億円の公的資金の投入が決定されたことで、これ以降、社会的には公的資金による事実上の母体行ないし農林系統金融機関(以下「系統金融機関」又は場合により単に「系統」という。)に対する援助についてかまびすしい批判が広く展開されていたことは公知の事実である。

また、本件閣議決定に先立って、平成 4 年から平成 5 年にかけて日本ハウジングを含む住専各社の経営危機が表面化した際、平成 5 年 2 月 3 日付で、大蔵省寺村信行銀行局長と農林水産省眞鍋武紀経済局長との間で、日本ハウジングを含む住専 7 社の再建に関して、「再建計画に沿って母体金融機関が責任を持って対応」し、「大蔵省は、農協系統・・・に今回の措置を超える負担をかけないよう責任を持って指導していく」旨、及び「日本ハウジングをはじめとする住専 7 社の「資金の返済に当たっては、高金利の調達先から優先的に実施する」旨を主たる内容とする、住専 7 社の再建支援に関する覚書(以下「大蔵・農水覚書」という。)が締結され、それに基づいて日本

ハウジングにおいて、平成5年4月1日から10年の期間を対象期間とする「新事業計画」(以下「本件新事業計画」という。)が、日本ハウジングの関係金融機関、即ち、母体行、一般行及び系統の全ての同意に基づき、平成5年に策定されている。

なお、本件新事業計画においては、日本ハウジングに対する既存の貸出債権につき、母体行はその金利を全免し、系統以外の一般金融機関はその金利を公定歩合水準である年利2.5%まで軽減し、系統はその金利を年利4.5%まで軽減すること、日本ハウジングに対し母体5社から最大で総額800億円(うち興銀は400億円)の新規融資(以下かかる融資による貸出金を「母体ニューマネー」と総称する。)を実行すること(但し、実際に日本ハウジングから融資要請がなされ、当該融資が実行されたのは総額600億円(うち興銀分300億円))、日本ハウジングの負債を、償還に支障が生じた場合に金融システムへの打撃が相対的に大きいと見込まれるものから順に、即ち、住宅ローン債権信託 母体ニューマネー 借入有価証券 系統からの借入金 系統以外の金融機関からの借入金の順に順次弁済していくこと、興銀及び株式会社日本債券信用銀行(以下「日債銀」という。)両行による日本ハウジングへの既存貸出金各30億円をこれら両行(グループ企業を含む)による同社への出資に振り替えること、興銀及び日債銀以外の証券母体3社が日本ハウジングの第三者割当増資を各30億円分引き受けること等が明記されていた。

そして、大蔵・農水覚書の内容の 及び 並びに本件新事業計画の内容の を併せ考えると、論理的帰結として、金利が0%まで軽減された母体行からの借入金よりも、年利2.5%にまでしか軽減されておらず相対的に「高金利」の一般行からの借入金が「優先的に」弁済されるべきことになるのであって、したがって、既に本件新事業計画が策定された平成5年の時点で、関係当事者間による書面の形では明文化されてはいないものの、日本ハウジングの母体行、とりわけ興銀と日本ハウジングとの間では、本件新事業計画の特に の点に関して、母体ニューマネー以外の興銀からの借入金は、その他の金融機関からの借入金よりも弁済順序において劣後する旨が黙示的に合意されていたと考えるのが自然である。この他、本件新事業計画の において、興銀及び日債銀の既存貸出金の出資への振替が実施されたことは、これら母体2行の日本ハウジングに対する貸付金(但し母体ニューマネーを除く)が、母体2行以外の全ての債権者に対して分配がなされた後の日本ハウジングの残余財産のみを引当とする性格のもの(即ち、実質的に「資本」ないし「劣後ローン」に類する性格のもの)であることを、象徴的に示していると考えられ、このことも上記の日本ハウジングとその母体行(とりわけ興銀)との間における黙示的合意の成立を裏付けていると解さ

れる。

かかる本件新事業計画策定時における母体行(とりわけ興銀)と日本ハウジングとの間の合意及び本件閣議決定がなされるに至って確実となった本件新事業計画に従った日本ハウジングの再建の絶望化並びに本件閣議決定に従った大蔵省の母体行債権放棄へ向けた強力な勧奨に基づいて、日本ハウジングの母体 5 社は、経営責任を全うする為、平成 8 年 3 月 29 日付で、日本ハウジングに対してその母体行が有する合計 5,369 億 6,400 万円の金利全免債権(但し、いわゆる母体ニューマネーは含まない。)の全額を放棄する旨の内容の協定(以下「母体間協定」という。)を締結したものと評価することができる。このような事実経過に鑑みれば、少なくとも、本件新事業計画の策定時点において、母体 2 行(とりわけ興銀)と日本ハウジングの間では、興銀の母体行債権は日本ハウジングに対する一般行の債権に劣後する旨の黙示的合意が成立しており、且つその後の経緯の中で、母体 5 社間においてもかかる合意内容を最終的に確認するに至ったものということができる。

更に、このような母体 5 社の最終的な協定に先んじて、興銀(母体 5 社の常任母体幹事)は、平成 8 年 3 月 21 日付けの「日本ハウジングローン株式会社の損失処理に関するご連絡」と題する書面(以下「本件ご連絡」という。)において、「母体行債権放棄額・日本興業銀行 金 376,055 百万円」と記載するとともに、通知先金融機関における債権放棄予定額を通知し、そして、当該書面中で、「ご意見等ございましたら、3 月 25 日までにご連絡頂きたく重ねてお願い申し上げます。」と記載しているところである。

その後、上記の意見・異議申出期限である 3 月 25 日に至るも、日本ハウジングのその他の債権者である一般行等から異議等の意見の申出はなく、かくして、通知先の各金融機関は、自行における債権放棄予定額(通知を受けた所謂一般行が有する各々の債権の 57%余)の債権放棄を実行することと併せて、興銀が本件対象債権の全額を放棄することについて異議なく承認したものである。

さらに、興銀は、同日付で本件対象債権を全額放棄したことを明示した平成 8 年 3 月 29 日付け「日本ハウジングローン株式会社に対する債権の放棄について」と題する書面(以下「本件適時開示資料」という)を東京証券取引所内兜倶楽部及び日本銀行内金融記者クラブにおいて各々資料投函する方法によって、本件対象債権を全額放棄した旨の事実を公表している。

かかる本件対象債権の全額放棄の事実は、その翌日に新聞各紙で報道されているが、それが解除条件付であることは一切対外的に公表されていない。したがって、前述の 3 月 21 日付「本件ご連絡」と同 29 日付本件適時開示資料の公表とによって、一般行等の日本ハウジングの他の債権者(以下

「非母体債権者」と総称する)は、興銀が平成 8 年 3 月 29 日付で本件対象債権を「無条件で」全額放棄したと認識するに至ったということができる。

興銀がこの時期に本件債権放棄を行ったのは、直接的には、債務者の日本ハウジングが事業継続は困難と判断して再建を断念する取締役会決議を行い、興銀を含む母体 5 社のほか、系統金融機関を除く所謂一般行に対して債務免除を要請してきたことに基づいているものと解され、しかも、本件債権放棄は、前述したとおり、本件新事業計画策定に際して少なくとも日本ハウジングとその母体行(とりわけ興銀)との間で合意され、本件閣議決定及びそれに引き続く大蔵省当局の強力な指導に従ってなされたものであって、当該放棄を行った興銀において他の一般行や系統金融機関に対して何らかの経済的利益を贈与する意図が当時存していたものとは全く考えられない。

また、興銀が本件債権放棄を実行するに至るまでの間の事実関係を仔細に検討し、住専処理問題に関する本件閣議決定以降の政治的、社会的な客観的情況を前提とすれば、非母体債権者は、母体行及びメインバンクとしての興銀が、日本ハウジングの経営及び財務運営に深く関与していたことに照らして、遅くとも平成 8 年 3 月末までに、本件対象債権が、日本ハウジングに対する一般行の債権及び系統金融機関の債権(以下、前者を「一般行債権」、後者を「系統債権」という。)に対して弁済順序の点で劣後する債権であるとの認識に当然達していたであろうことは推測に難くない。

加えて、平成 8 年 3 月 13 日に最大野党である新進党が母体行による債権の全額放棄を前提とした政府の住専処理策に対する対案を発表していたことなど、その当時の社会的、政治的情況に鑑みれば、政府・与党、大蔵省当局は言うに及ばず、新進党・共産党その他の野党及び世論も、興銀等の母体行の債権が一般行の債権及び系統金融機関の債権に劣位する債権であると認識していたことに疑問の余地はなく、かかる事実を所与の前提として住専問題が社会的、政治的に議論され、その処理策が検討されていたことは公知の事実であったと解される。

仮に、本件対象債権と一般行債権及び系統債権との弁済順序に関する上記のような優先劣後の関係が、本件新事業計画策定当初の時点においては、日本ハウジングの関係債権者全体の間では必ずしも明確でなかったと仮定するとしても、平成 8 年 3 月 21 日付けの「本件ご連絡」によって、同社に対する本件対象債権を放棄する(「本件ご連絡」には、本件債権放棄が「解除条件付」でなされることを窺わせるような記述は何ら存在しない)旨を関係金融機関に通知したことにより、興銀は、本件対象債権が一般行債権及び系統債権に対して各々劣後するものであることを対外的に最終的に確認したということができ、そして、他の関係債権者から意見聴取の期限であ

る平成 8 年 3 月 25 日が経過するまでの間に何ら「本件ご連絡」に対する異議が提出されなかった結果、興銀以外の日本ハウジングの債権者は、興銀による本件債権放棄を異議なく承認したといえることができる。しかして、この時点において、興銀の本件対象債権が、一般行債権及び系統債権に劣後する旨の債権的合意が最終的に確認・確認されたものと評価できる。

すなわち、興銀が日本ハウジングからの要請に応じて本件対象債権を自ら放棄する旨を日本ハウジングのその他の債権者である一般行及び系統金融機関に周知せしめた行為は、本件対象債権の一般行債権及び系統債権との関係における劣位性を最終的に確認し又はその劣後化を対外的に最終的に表明・確認したことに他ならないからである。

ところで、興銀が本件対象債権を担保するために取得していた担保権等及びその他日本ハウジングに対していた一切の人的・物的担保(以下これらを併せて、「本件担保権等」という。)については、本件債権放棄と同時に「無条件で」放棄することが、日本ハウジングとの間で締結された平成 8 年 3 月 29 日付「債権放棄約定書」(以下単に「債権放棄約定書」という。)によって明らかにされている(第 3 条)。そして、当該約定書によれば、債権放棄に関して定める条項(第 2 条)に関しては解除条件が付されているものの、この本件担保権等の放棄に関しては、本件債権放棄の解除条件が万一成就して本件対象債権が復活したとしてもかかる放棄の効力については何ら影響が及ばない旨の内容となっていることから、上記の本件担保権等の放棄は、解除条件付でなされた本件債権放棄とは別個独立になされた法律行為であると評価することができる。

このことは、本件債権放棄の効力如何に拘らず、興銀が日本ハウジングに対して従前有していた一切の担保権等は、当該債権放棄に関する約定成立の日(3 月 29 日)を以て消滅したということの意味しており、しかして、上述した興銀の本件対象債権の放棄に関する通知と意見申立ての期日が何ら異議が提出されないまま経過した事実とを併せ考慮すれば、本件対象債権は、少なくとも 3 月 29 日には、法的にも経済的にも、一般行債権及び系統債権に債権的合意に基づいて劣後する関係にあることが日本ハウジングの全ての関係債権者間において最終的に確認・確認されたといえることができる。

したがって、すでに述べたように、興銀が本件対象債権を放棄することを一般行及び系統金融機関に周知させ、その後、その放棄の趣旨に則り担保権等に基づく本件対象債権に関する優先弁済権を無条件で放棄することにより、本件対象債権が債権的合意により一般行債権及び系統債権に弁済順序の点で劣後する旨が対外的にも最終的に確認・確認され、また、債務者である日本ハウジングとの間でも、本件対象債権の劣後性が明示的な

形で最終的に確認された結果、本件対象債権が一般行債権及び系統債権との関係で各々債権的合意により劣後することが同じく最終的に確認・確認されたものと解し得る。

そして、興銀のかかる本件債権放棄の実行は、本件閣議決定及び監督官庁である大蔵省当局の当時の要請に従い、住専 7 社の全母体行 178 社の中で最大の母体行債権(興銀単独で住専 7 社の全母体行の債権残高の 10%強を占めていた)を有する母体行として、他の住専母体行に率先して行われたものであったこと、加えて、日本ハウジングに対して貸出債権を有していたもう一つの母体行である日債銀も、所謂母体ニューマネーを除く同社に対する母体行債権について、興銀と同様に全額放棄の意思を固めた上で日本ハウジングに対する全ての母体行債権の全額放棄を定めた母体間協定を締結していること、しかも、前述したとおり、一般行も政府案に沿って日本ハウジングに対する一般行債権の一部放棄について異議なく承認していたこと等からすれば、興銀による本件対象債権の全額放棄が経済的合理性を欠く行為であるとは到底解し得ないものと考えらる。

(2) 本件対象債権の劣後化と「経済的無価値化による貸倒れ」の認識可能性

以上の検討から、既に本件新事業計画が策定された平成 5 年当時において日本ハウジングとその母体行(とりわけ興銀)の間では日本ハウジングに対する母体行債権が一般行債権及び系統債権に弁済順序の点で劣後する旨が黙示的に合意されていたこと、興銀が本件対象債権を放棄する意向を関係債権者に通知し、それについての意見の提出期限である平成 8 年 3 月 25 日が何ら異議の申し出等がなされぬまま経過したことによって、本件対象債権は一般行債権及び系統債権に劣後する債権であることが最終的に日本ハウジングの一般行を含めた関係債権者間で確認されたこと、興銀が当該 3 月 25 日の時点では形式的には留保していた本件担保権等を「債権放棄約定書」に従って無条件で放棄した(なお、日本ハウジングから受け入れていた預金に対して興銀が銀行取引約定書に基づいて有していた相殺権もかかる無条件放棄によって平成 8 年 3 月 29 日を以て消滅したものと解される)ことによって、本件対象債権は日本ハウジングの他の債権者の債権と異なって完全な無担保債権となり、名実ともに完全な劣後的債権となったこと、しかして、当時、日本ハウジングは、その総資産の 5 割を超える額の債務超過に陥っていたことに鑑みれば、本件対象債権はその全額が既に平成 8 年 3 月当時において回収不能となったことが客観的に确实となるに至ったこと、という各々の事実を認定することができる。

さらに、興銀が、他の債権者に対して本件対象債権の放棄の意思を通知した前述の「本件ご連絡」の内容に従って、同月 29 日に日本ハウジングとの

間で「債権放棄約定書」を締結した上で当該契約により債務の免除を実行し、更に、その放棄の事実を対外的に公表した結果、平成 8 年 3 月期末には、客観的な状況として、日本ハウジングの他の債権者である一般行及び系統金融機関は、当該期末までに、興銀による本件債権放棄が無条件で実行されたと認識するに至ったものと思われる。

そこで、興銀は、本件債権放棄を実行した同日に、本件債権の全額を損金経理により貸倒損失として処理し損金の額に算入したのであるが、ここでは、かかる債権放棄の効力はさておき、前記認定のとおり、本件対象債権が他の日本ハウジングに対する債権に劣後することの根拠となっている興銀の行為の合理性、及び確定した決算における貸倒損失の損金経理が「経済的無価値化による貸倒れ」として容認されるか否かについて、さらに考察することとする。

ところで、いわゆる住専処理問題に関しては、当時の政治的、社会的状況に照らして、少なくとも母体行の側に重い社会的責任が存することは否定できないというのが、当時の全ての住専母体行の共通した認識であり、住専処理についての政府案を母体行が拒否すれば、金融システムの崩壊を招きかねず、母体行を含む金融機関が経営上将来蒙るであろう経済的損失は計り知れないものになっていたであろうことは当時明らかに予想し得たものと解される。政府が公的資金を導入してまでも住専問題の処理に取り組んだのはかかる事情に基づいている以上、住専 7 社の全母体行 178 行のうち最大の母体行債権を有していた興銀が一行のみ「債権者(の形式的)平等の原則」に固執して政府の住専処理策の受け入れを拒否するとすれば、同行に対して極めて厳しい社会的非難が向けられていたであろうこと、及びかかる社会的非難の結果として、場合によっては同行の将来の金融業務の遂行にも重大な支障が生じ、同行は計量不能の経済的損失を蒙るに至っていたであろうことは火を見るより明らかであったと思われる。

かかる状況に照らすと、興銀が一般行等の他の日本ハウジングの債権者に対して本件対象債権を全額放棄する旨を通知した行為は、興銀が、その時点において、本件対象債権が一般行債権及び系統債権に弁済順序の点で劣後する旨を対外的に最終確認したもの、と評価することができ、しかし、かかる行為と興銀が日本ハウジングに対して有していた本件担保権等を債権放棄約定書に従って無条件で全面放棄したことが相俟って、本件対象債権が日本ハウジングに対する一般行債権及び系統債権に債権的合意により劣後するものであることは、遅くとも平成 8 年 3 月 29 日までに最終的に確認・確認されたものと評価し得る。

そして、興銀による本件債権放棄の実行は、住専問題を解決するとともに、自らの将来の銀行経営に関する経営的、経済的損失を回避するための

母体行としてのやむを得ない苦渋の選択の結果であったことは容易に推測できるところである。

ところで、法基通 9-4-1 では、親会社等が行った債権放棄等の損失負担が将来受けるであろう大きな経済的損失を回避するために行われた場合の損金控除性を許容している。

興銀が本件担保権等を放棄した行為は、かかる通達が税務上の損金控除性を許容する為の要件として当該親会社等の債権放棄等に関して定める事情と全く同様であり、母体行たる銀行の行為として異常、不合理であるということとはできない。したがって、興銀が日本ハウジングに対して有していた本件担保権等を無条件で放棄したことには、仮に本件担保権等に何らかの経済的価値が存していたとしても、当然に経済的合理性が認められるものと解される。

以上、考察したところによれば、興銀が行った経済的合理性を有する本件担保権等の放棄によって、本件対象債権が日本ハウジングに対する一般行債権及び系統債権に債権的合意により劣後するものであることが最終的に確認・確証され、その結果、当時の日本ハウジングの多額の債務超過の状況に照らせば、本件対象債権の全額が平成 8 年 3 月末の時点において既に回収不能となっていたことは、客観的に明白であったといえることができる。

したがって、興銀が、本件事業年度の確定した決算において、本件債権の全額を貸倒損失として損金経理したことは、本件対象債権が全額回収不能により経済的に無価値となったことに基因する貸倒損失の計上(法基通 9-6-2)と評価することが妥当である。

そうであれば、本件債権放棄につき、仮に、その効力を否定する本件更正処分等の見解を採用するとしても、その放棄の効力の如何と関わりなく、本件の貸倒損失の計上は、法人税法上の「経済的無価値化による貸倒損失」として当然に許容されると解すべきであり、このことが法人税法 22 条 4 項にいう「公正妥当な会計処理の基準」に適った取扱いであると思料する。

2 他の債権に「事実上劣後する債権」の貸倒損失の認識可能性

本件における貸倒損失の損金経理は、以上考察したところにより、他の論点について検討するまでもなく、税法上全く適法な処理と解するのであるが、仮に、本件の事実関係から、本件対象債権の劣後化につき債権的効力が発生していないという見解があり得るとしても、前記の貸倒れ認定の基準に関する詳細な検討に従えば、本件対象債権についても「経済的無価値化による貸倒れ」が発生していると解される。この点について、念のために論証しておくこととする。

住専問題は、住専各社の長期に亘る実質債務超過の状況に鑑み、住専各社に対し多額の不良債権を抱えていた各金融機関、特に系統金融機関の倒産・破綻からの預金者保護の必要性が喫緊の課題として認識され、加えて、かかる問題を適切に処理しなかった場合、日本の金融システム自体が崩壊の危機に直面することが危惧されたことから、政府が、公的資金の導入による金融不安の解消及び金融システムの安定性の維持を決断したことによって、広く国民的論議を呼び起こす問題となるに至ったものである。そして、その際、母体行の経営責任が政治的、社会的に問題化したため、政府は当初から「母体行主義」ないし「修正母体行主義」により、母体行には少なくとも母体行債権の全額を放棄させるとともに、それ以上の資金援助(損失負担)を行うよう期待していたところである。

このような政治状況を背景として、政府は、その後「修正母体行主義」に基づき母体行にその系列住専向け債権の全額放棄を求めることを骨格・前提とする住専処理策につき本件閣議決定を行い、国会での住専処理法案の年度内の可決・成立を図るべく、各母体行に対して母体行債権の全額放棄を実行すべき旨の行政指導を行っており、他方で、野党第一党であった新進党がその政権準備委員会名で平成7年10月17日に発表した「住専問題の解決へ向けて」と題する資料、及びそれを踏まえて平成8年3月13日に発表した住専処理に関する政府案の対案である「住専問題に関する具体的方針」において、母体行の母体債権全額放棄を前提とするスキームを提案するなど、母体行の母体債権の全額放棄が必須である旨は与野党を通じた共通の理解となっていたものと解される。にもかかわらず、国会での住専処理法案の年度内成立が困難となったという見通しから、平成8年3月当時において母体各行の債権放棄についての足並みに遅速が生じたが、興銀は、最大の母体債権額を有する母体行として、大蔵省当局の要請と指導を受けると共に国会においても当時の黒澤洋頭取が参考人として招致され、母体行債権の全額放棄の意向を既に平成8年2月15日の時点で国会の場を通じて対外的に確認・宣明していたこともあって、本件閣議決定に従い、他行に先行して、早期の債権放棄を実行したものと判断される。

興銀がかかる早期の債権放棄に踏み切るに至った背景には、そもそも平成5年の本件新事業計画策定の際に日本ハウジングとの間で本件債権の弁済順序が日本

ハウジングの各種債務の中で最劣位となる旨を合意していたことに加え、平成 8 年 3 月に至るまでの政治的情勢や世論の動向に鑑み、母体行の経営責任の観点に照らすと興銀が一般行及び系統金融機関と平等の立場で債権の回収を図ることは不可能であると認識していたこと、更に、国会での住専処理法案の成立が極めて近い将来確実に予想されていた為、この点からも本件対象債権から一部でも回収を行うことは不可能である旨を認識していたこと、等々の事情が存するものと考えられる。そして、かかる興銀の認識が不合理なものでなかったことは、住専処理法案が実際に平成 8 年 6 月 18 日に国会で可決・成立したことに照らしても明らかである。

すなわち、平成 8 年 3 月期末における本件対象債権の回収可能性の判断に当たっては、それまでの経緯から、母体行としての興銀は、日本ハウジングの回収可能財産からの弁済について、他の債権者への優先弁済を認めざるを得ないこと、興銀は、他の債権者に対して本件対象債権を放棄する意思表示を行い現実にそれを履行したこと、近い将来、国会で住専処理法案が可決・成立することが当時合理的に予想可能であり、この点からも平成 8 年 3 月末の時点で本件対象債権が全額回収不能な状態にあることは事実であったこと、等々の事実が認められる。

そこで、ここでも本件債権の劣後化に関する債権的合意の成否及びその効力を考慮の外において、本件債権についての経済的無価値化の有無について考えると、の事実により、債権者としての興銀は、母体行責任を追及する声一色に染まっていた当時の世論の下では本件対象債権から一部たりとも回収を行い得る可能性は全く考えられなかったのみならず、当時の世論においては、母体行にその母体債権の全額放棄以上の経済的負担を求める意見が有力に主張されていたこと、加えて、上記のとおり、本件対象債権を全額放棄する旨の意思を日本ハウジングや興銀以外の同社に対する他の債権者だけでなく広く一般に対して宣明・確認した興銀がかかる全額放棄の方針を覆すことは、法的にもまた母体行としての信義の上からも不可能であったことは明らかである。従って、本件対象債権が、他の債権者の債権との関係で、弁済順序の面で法的な意味で完全に劣後するに至っていたか否かは別論としても、興銀の本件対象債権は、少なくとも事実上、他の一般の日本ハウジングに対する債権に劣後する関係にあったと評価することが妥当である。

経済的無価値化による貸倒れは、あくまでも事実上回収不能の実態にあるか否かが問題であって、その経済的無価値化の評価に当たっては、当該債権の置かれている実情をも考慮して評価することによって事実上の回収不能性を判断すべきものである。前述した貸倒れの認定基準において考察したように、回収不能性の判断に当たっての判断要素の一つとされている「債権者の当該債権に対する評価等の事情」(前掲新潟地裁昭和 62 年 1 月 22 日判決参照)とは、このような事情を

意味しているのであり、したがって、本件においては、住専問題の社会的背景と母体行をはじめとする関係当事者の認識を前提としつつ、「債権者の当該債権に対する評価等の事情」に基づいて各々の母体債権等の回収不能性が判断されることになるのである。

これを本件について見ると、日本ハウジングの母体行であるばかりでなく、その圧倒的なメインバンクであり且つ母体幹事及び本件担保協定上の幹事行でもあった興銀は、母体行の責任が厳しく追及されていた当時の政治的、社会的状況に鑑みれば、「債権者平等の原則」により他の日本ハウジングの債権者と平等の立場で債権回収を図ることなど到底考えられない状況にあったことは言うまでもない。前述したように、興銀が一人「債権者平等の原則」を楯にして本件対象債権の回収を図る行動に出た場合、世論の厳しい指弾・社会的非難を受け、仮にいくばくかの債権の回収を図ることができたとしても、興銀がかかる回収債権額以上にその将来の銀行経営において多大な損害を蒙ることは明らかである。

かくして、興銀が政府案に従うことは当時の選択としてはやむを得ない経営判断であったことは明らかであり、たとえ日本ハウジングとの間の本件債権の弁済順序に関する債権的合意の存在を考慮の外に置いたとしても、遅くとも平成8年3月の時点において、興銀が、本件対象債権は一般行等の他の債権者の日本ハウジングに対する債権に劣位していること、すなわち、本件対象債権はその全額につき回収を断念せざるを得ないという判断に至っていたことは推測に難くない。

本件対象債権に対するかかる認識を前提として、興銀が、一般行等の他の債権者に対して本件対象債権の全額を放棄することを通知し、本件担保権等の放棄を無条件で実行したことに鑑みれば、たとえ、平成8年3月の時点においては本件対象債権が日本ハウジングに対する一般行債権及び系統債権に債権的合意に基づいて劣後することが最終的に確認・確証されるに至っていたとは断じ得ないと解されるとしても、興銀が、本件対象債権につき「事実上の劣位性」が存する旨の評価認識を前提として、本件対象債権が実体的に価値のある財産として評価し得るか否かについて経営的な価値判断を行うことは至極当然のことである。そうであるとすれば、住専問題の発生とその処理策に関する当時の政治的、社会的な四囲の状況を背景として、興銀が、本件対象債権は本件事業年度末においては経済的に全く無価値であると評価して、それが「経済的無価値化による貸倒れ」の状態にあると判断したことは合理的且つ妥当であるといえることができる。

したがって、本件債権放棄行為の効力の如何を論ずるまでもなく、また本件対象債権が債権的合意により一般行債権及び系統債権に劣後する旨が最終的に確認・確証されているか否かに拘わらず、興銀が本件対象債権を本件事業年度に係る確定決算において損金経理により「貸倒損失」として経理したことは、結果として「公正妥当な会計処理基準」に従った処理であって、当該損失は「経済的無価値化による貸倒れ」による損失と評価することが妥当と考える。

このような興銀の本件対象債権に関する経済的評価、即ち本件対象債権が他の債権に比して弁済順序の点で劣後しているとの認識に基づき、それを本件事業年度末において無価値と認定したことは、本件確定申告前に住専処理法案が国会で可決成立したことからも合理的認定として承認されることになる。何故ならば、財産の評価は、評価時点における財産の現況のほかに、その財産の評価時点で客観的に予想される諸状況をも加味して客観的合理的になされるべきであり、このことは、土地等の将来の開発要因が価額に反映され評価されることに照らしても明らかであるからである。また、債権が回収不能かどうかという債務者の資力に関する認定判断に際しては、その債務者が属する業界に対する将来の公的施策等に関する見通し等の要素も考慮されるべきことは既に述べた通りであるからである。

債権の評価に当たって、将来発生が予想される事情が評価時における時価に反映されるのは、当該評価時において当該事実が近い将来確実に発生することが客観的に認められる場合のみであり、その確実に発生する客観的事実が評価時において斟酌され、債権が評価されるという点で、かかる将来の事情が評価時の時価に反映されることが許容されるのである。

因みに、課税当局が更正処分において考慮した相続発生(課税時期)後の合併及び減資の事実は、相続開始時において予定されていたものであるから、相続財産の評価に際して当然考慮されると判断して、納税者の主張を排斥し更正処分を支持した判決(大津地裁平成9年6月23日判決(平成8年(行ウ)第3号))がある。

このように、事後の事実が評価に反映されることは、判例及び課税当局においても従来から容認しているところであり、本件においても、住専処理法案が国会で否決される蓋然性を裏付ける客観的事実は認められなかった(法案を提出した与党3党は衆参両院で過半数を制していた)のであるから、本件事業年度の期末後における法案成立という事情を考慮して本件対象債権の経済的価値を斟酌することは、むしろ、期末時点における債権評価の方法として極めて合理的というべきである。

上述したように、興銀が行った貸倒損失の損金経理は、本件対象債権が本件事業年度末において、主観的にも客観的にも実質的に経済的価値を有しない債権として既に全額回収不能に陥っているとの判断に基づく十分合理性を有する税務処理と評価し得るのであり、したがって、ここでの検討においても、興銀が行った損金経理による貸倒損失の計上は、本件債権放棄の法的効力の如何にかかわらず、「経済的無価値化による貸倒れ」として損金の額に算入されるべきことは当然の事理というべきである。

3 旧興銀における解除条件付債権放棄による貸倒認定のプロセス

(1)興銀が日本ハウジングに対して有していた本件対象債権は、本件事業年度末に

においては、日本ハウジングに対する一般行債権及び系統債権との関係で債権的合意により弁済順序の点で法的に劣後する旨が日本ハウジングの関係当事者間において最終的に確認・確証されていた債権であったというべきであり、したがって、当該対象債権は日本ハウジングの換価可能資産の総額が一般行及び系統金融機関の債権総額を明らかに著しく下廻っていた実情に即して判断する限り、経済的無価値に帰した債権と評価できる。従って、興銀が同事業年度において本件対象債権の全額を損金経理により損失として経理したことは、「経済的無価値化による貸倒損失」(法基通 9-6-2)として「公正妥当な会計処理」であり、課税所得金額の計算上当該損失の額は損金の額に算入されるべきである。

(2) 仮に、本件対象債権が日本ハウジングの他の債権者の債権との関係で法的な意味において劣後するに至っていたとは解し得ないとしても、母体行に対する責任追及の声が日毎に厳しさを増していた当時の社会的状況下においては、興銀が「債権者平等の原則」に従って現実に債権の回収を図ることは困難であり、また、かかる回収手段を講じた場合の社会的非難による将来的な経営上の凶り知れない不利益に鑑みれば、興銀の本件対象債権は一般行等の日本ハウジングに対する債権に事実上劣位した債権と評価せざるを得ず、しかも、本件対象債権に関するものを含めた興銀による本件担保権等の無条件放棄の事実を前提とすれば、本件対象債権は経済的に無価値と評価すべきであり、したがって、「経済的無価値化による貸倒損失」(法基通 9-6-2)の計上が認められるべきである。

(3) 本件対象債権が法的にも事実上も他の債権に劣後しているとは解されず、従って経済的無価値の全額回収不能な債権と認められないという認定に立つとしても、当該債権が本件債権放棄によって消滅した以上、かかる私法上の効果が税法上もそのまま尊重されるべきであり、しかも、その債権放棄は、大蔵省当局の行政指導に従って行われたものであるから、法基通 9-6-1(3)「ロ」によって貸倒損失の損金処理が当然に認められるべきである。また、本件対象債権が仮に全額回収不能でないとしても、母体行の興銀が行った債権放棄は、将来の経営上の経済的損失を回避するために母体行の責任においてやむを得ず行った債権放棄であり、法基通 9-4-1 によって、貸倒損失に計上した金額は、その他の損金として損金の額に算入されるべきものと解される。

(4) そして、最後の結論は、本件の事実関係に照らして、正しく事実認定を行えば、劣後的債権である本件対象債権は、その回収不能に基因して日本ハウジングとの間で行われた全額放棄(免除)の合意(契約)によって、本件事業年末に消滅したものであり、したがって、「終局的貸倒れ」(法基通 9-6-1(4))として損金の額に算入される。